

「三重県特定非営利活動促進法施行条例」「三重県特定非営利活動促進法等施行規則」の一部改正についてのパブリックコメントの結果概要

1 意見募集期間

平成23年11月22日(火)～平成23年12月22日(木)

2 寄せられた意見の件数 1件

3 意見の内容とその対応

	意見の内容	対応
1	<p>収入が年6万円もないのに税がかかり、多くの団体が足踏みしています。従って収入に応じた税にしてほしい。例えば、次の4段階に設定するなど</p> <p>無税 = 収入0～6万円 収入6万～10万円 収入10万円～20万円 収入20万円</p> <p>営利を目的にせず自腹で行っている団体に税を課するのはおかしい。利益を出しているNPOは別にしてほしい。もし税0円とか1円とかになればよい。法人の手前にいるのは6万円の税です。どうか、税0円や1円を設けて下さい。</p>	<p>地方税法では、県(市町村)内に事務所又は事業所を有する法人には、法人の県民税・市町村民税の均等割を課すことを規定しており、均等割は所得の多寡にかかわらずご負担いただいています。</p> <p>しかし、「NPO法人で収益事業を行っていない」などの一定の条件を満たしていれば、減免措置が受けられる場合があります。詳細は、事務所所在地の市町および、最寄の県税事務所までお問い合わせください。</p>